

あわら市監査委員告示 第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和7年11月14日

あわら市監査委員 杉本一
あわら市監査委員 北島登

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査（補助金）

2 監査の範囲

令和6年度における補助事業の出納その他の事務の執行状況

3 監査の対象

所管課	補助事業名	補助事業者	補助金の額
観光振興課	北陸新幹線開業記念事業 誘致補助金	第37期竜王戦第2局 あわら対局実行委員会	17,995,50円
目的：北陸新幹線芦原温泉駅開業記念事業を誘致し、市の知名度向上及び観光誘客を図るとともに、地域の活性化を推進する。			
観光振興課	夏まつり事業補助金	あわら湯かけまつり 実行委員会	3,000,000円
目的：夏まつりの開催を通じて、地域振興と観光振興を図る。			
観光振興課	あわら灯源郷事業補助金	あわら灯源郷実行委員会	1,200,000円
目的：あわら灯源郷を開催し、あわら温泉街の魅力向上や市全体の地域活性化を図る。			

4 監査の期間

令和7年9月8日から令和7年10月28日まで

5 監査の方法

以下の着眼点のもと、所管課及び補助事業者から提出された関係資料等を審査するとともに、関係職員から説明を求めた。

監査の着眼点	
所管課	<ul style="list-style-type: none">・補助金等の交付手続き及び会計経理は適切に行われているか。・補助事業者への指導監督は適切に行われているか。
補助事業者	<ul style="list-style-type: none">・補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。・補助金に関する会計経理は、適正に行われているか。・補助金の使途は適正か。・帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。

6 監査の結果

補助事業の出納その他の事務の執行状況について監査した結果、概ね補助目的に沿って執行されていると認められたが、次のとおり改善又は検討が求められる事項があった。

(1) 各共通事項

・支出伝票の整備及び証拠書類の保管

具体的な支出内訳が記載されていない支出伝票、及び支出伝票に添付すべき証拠書類（注文書、納品書、請求書、領収書など）が無く、支出決裁が十分に行われたのか第三者の目線で確認できないケースが散見された。

補助事業者は、事業にかかる個々の支出を適正に行った証拠書類を支出伝票に添付して保管するとともに、支出伝票には明確な支出内訳を記載することを求める。

所管課に対しては、補助事業の執行状況を注視し、補助事業者に対して適時的確な指導を行っていただきたい。

・食料費（弁当代）の支出

補助金（公費）から支出される食糧費については、補助事業等の遂行上必要な支出であるかを明確にすることが必要であるものの、合計金額だけが記載されている領収書のみで請求書等の添付がないため、単価や人数、内容が全く確認できない支出も認められた。

補助事業者は、食糧費の支出と事業との関連性を明確にし、発注書、請求・領収書等の証拠書類の保管とともに、誰が食する弁当なのか明らかにしておくことを求めたい。

(2) 北陸新幹線開業記念事業誘致補助金

・事業の成果の検証

令和6年度北陸新幹線開業記念事業誘致補助金額は約1,800万円で、補助事業財源の約8割を占めている。公金から多額の補助をしていることを踏まえて、所管課は事業の実績内容の確認、事業の目的に沿った成果の検証だけに留まらず、事業による経済波及効果など、補助事業の有効性の総合的な検証にも取り組んでいただきたい。

・大型備品の購入

大盤解説会運営業務の委託契約において、その内訳として大型備品（75型ディスプレイ3台）の購入費が含まれ、補助事業終了後には委託先の所有となる旨明記されている。

今回の場合、補助事業者が入札した上で購入し、事業終了後に払下げ等により財産処分を行うことで事業費の圧縮を図ることもできたのではないかと考える。補助事業においては、最小の経費で最大の効果を上げることを常に意識していただきたい。

(3) 夏まつり事業補助金

・補助対象外と思われる支出

イベントで使用し破損した消耗品（インテックスプール）をイベント終了後に購入していた。これは次年度のイベント開催に向けた準備に係る支出であり、本来、令和6年度の補助事業の中で購入するものではないと考える。

補助事業者は、補助金が交付されている主旨を十分理解し、当該補助金で支出すべきか検討した上で支出するよう求めたい。

・事業の成果の検証

令和6年度夏まつり事業補助金額は300万円で、補助事業財源の約半分を占めている。公金から多額の補助金を支出しており、所管課は事業の実績内容の確認、補助事業の目的に沿った成果や有効性を検証し、漫然と補助金を支出し続けることがないよう対応いただきたい。

また、毎年度の繰越額が増加して一定額になっていることにも着目し、補助額を検討していただきたい。

(4) あわら灯源郷事業補助金

- ・補助事業の実施期間外にかかる支出

当該補助事業の実施期間は、令和6年8月6日～同年12月27日であるも、作業場の借上料や電気代（湯のまち広場設置の竹灯り）を通年で支出しており、その一部は補助事業の実施期間外となっている。

所管課は、補助事業実施期間の変更等を含む事前の指導監督を適切に行っていただきたい。

- ・事業の成果の検証

令和6年度灯源郷事業補助金額は120万円で、補助事業財源の約9割を占めている。公金から多額の補助をしていることから、所管課は事業の実績内容の確認、補助事業の目的に沿った成果や有効性を検証し、漫然と補助金を支出し続けることがないよう対応いただきたい。

7　まとめ

補助金は地域の団体活動を支援・実現させ、多様な行政上の目的を達成するうえで重要な役割を果たす一方で、その原資は公金であり公益性や公平性の確保が求められる。

今回の財政援助団体監査（補助金）では、担当課による実績報告書の精査が十分にされていないと思われるケースが散見された。

補助金交付事業を適正に執行するためには、補助金の必要性、金額の妥当性、事務手続きの透明性について説明責任を負っていることを十分に再認識していただきたい。

また、補助金がどのように活用されどのような成果を得たのか、団体の大小や金額の多少にかかわらず効果の検証及び事業評価を行い、公益上の必要性について絶えず検討し見直しいただきたい。